

令和3年度 第1回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 令和3年7月15日（木）午前10時から11時20分まで

【会 場】： 新潟市役所 本館6階 第3委員会室

【出席者】： 委員長 鈴木 高志 （弁護士）
委 員 上村 都 （大学教授）
委 員 大野 寛之 （公認会計士）
委 員 津野 洋子 （行政書士）
委 員 富山 栄子 （大学教授）
委 員 榎並 みほ （公募委員） （出席数：6名／委員数：6名）

（司 会）

開会にあたり、本日は委員改選後、初めての委員会でございますので、委員の皆様におかれましては、着席のまま、簡単に自己紹介をお願いいたしたいと思っております。配布いたしました名簿の順番をお願いいたします。はじめに、上村都委員、お願いいたします。

（上村委員）

新潟大学の上村都でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（司 会）

続きまして、大野寛之委員、お願いいたします。

（大野委員）

公認会計士の大野寛之と申します。どうぞよろしく申し上げます。

（司 会）

続きまして、鈴木高志委員、お願いいたします。

（鈴木委員）

弁護士の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

（司 会）

続きまして、津野洋子委員、お願いいたします。

（津野委員）

行政書士の津野と申します。よろしく申し上げます。

（司 会）

続きまして、富山栄子委員、お願いいたします。

(富山委員)

事業創造大学院大学の富山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、榎並みほ委員、お願いいたします。

(榎並委員)

公募させていただきました榎並です。よろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。それでは、次第の「1. 委員長の互選について」、事務局から説明させていただきます。

1. 委員長の互選について

(事務局)

皆様おはようございます。契約課長の高山でございます。このたびは、皆様大変お忙しい中、入札等評価委員会の委員をお引き受けいただきまして、大変ありがとうございます。

再任の方、新任の方それぞれの立場において公平な視点で、新潟市の入札制度について、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

本委員会開催要項に、委員長は委員の互選により定めるとありますが、皆様から、私がという方はいらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないようでしたら、事務局といたしましては、再任でいらっしゃる鈴木委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご承認いただいたということでありありがとうございます。鈴木委員、大変恐縮ですが委員長席へご移動お願いいたします。それでは、鈴木委員長、進行のほどよろしくお願いいたします。

(鈴木委員長)

委員長を務めさせていただきます鈴木でございます。前年度に引き続き、委員長を務めさせていただくわけですけれども、委員の皆様からの多大なご協力をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次第「2. 定例会議の報告(1)令和2年度下半期発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等ならびに総合評価方式」について、事務局から報告をお願いいたします。

2. 定例会議 報告

(1) 令和2年度下半期(10月～3月)発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告

(事務局)

令和2年度下半期における発注工事の状況等について報告と説明をさせていただきます。お手元の資料1ページ、発注工事総括表をご覧ください。令和2年10月から、令和3年3月までの半年間の状況でございます。契約総件数が353件、当初契約額の合計は130億1,740万円余り、平均落札率は91.53パーセントとなっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりでございます。建設工事の件数ですが、前年同期が429件であったのに対し、76件の減となっております。平均落札率は、前年同期が91.55パーセントであったのに対し、0.02ポイント低下をしております。

次に、2ページをご覧ください。発注件数および落札率の推移をグラフ化したものです。本市においては、平成15年に公正取引委員会の立ち入り検査があり、官製談合と認定され、その後入札・契約制度改革を前倒しで実施いたしました。その結果、平均落札率につきましては、公正取引委員会の立ち入り検査が入る前は、平成15年の上半期が95.6パーセントだったのに対し、直後の下半期に一般競争入札の拡大、指名競争入札における指名業者数の拡大、すべての工事に最低制限価格を設ける等、改革を行い、平均落札率は86.4パーセントまで低下いたしました。

その後、1,000万円以上のすべての案件を電子入札とした19年度下半期に82.39パーセントと最低になり、20年度以降はリーマン・ショックの影響で不況が続き、建設業者の倒産等が増え、適切な利潤を確保するため、最低制限価格を2パーセントずつ3回、計6パーセント引き上げた結果、23年度以降およそ88.5パーセント前後で推移をしております。

25年度下半期に、東日本大震災の被災地復興事業やアベノミクスによる公共事業の増などを受け、全国的な資材費の高騰と工事の担い手不足を反映し、一時的に落札率は上がりましたが、26年度上半期には落ち着きました。その後、26年12月に予定価格5,000万円未満の区の発注案件について最低制限価格の下限を90パーセントに引き上げたことにより、27年度は91.47パーセントとなりました。28年度および29年度には中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル、いわゆる公契連モデルの改正に伴い、基準を下回らないよう最低制限価格の計算式を調整いたしました。

グラフをご覧くださいと、平成20年度に最低制限価格を2パーセント引き上げた以降、下がり過ぎた平均落札率は上昇し、26年度には区の発注案件について下限を90パーセントに

引き上げて以降は、ほぼ横ばい状態が続いております。

続いて、総合評価方式について、技術管理課からご説明させていただきます。

(事務局)

技術管理課長の石川でございます。よろしくお願いいたします。

総合評価方式の概要につきまして、ご説明いたします。3ページをご覧ください。総合評価方式についてです。総合評価方式につきましては、価格競争だけでなく、価格と価格以外の技術的な要素を評価の対象として、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術力と価格の両面から、最も優れたものを落札者とする入札方式になります。

市では、平成18年度から設計金額1,000万円以上の一般競争入札案件の工事を対象に試行し、建設業団体での意見交換や必要に応じてアンケート調査等を通じ、段階的に条件の見直しを行い、平成25年度以降は設計金額5,000万円以上とし、機械設備などの特殊な工事や著しく実績の少ない工事などを除いた、60パーセント程度の件数を目標に実施してまいりました。令和2年度の実施件数は、60件となります。今年度も引き続き、設計金額5,000万円以上の工事を対象に、総合評価の対象になり得る件数の60パーセント程度を目標に実施する予定としております。

また、総合評価方式の四つのタイプがあり、新潟市では企業および配置技術者の施工実績や工事成績などにウェイトを置いて評価を行う①特別簡易型、もしくは②簡易型を主に採用しております。

次に、特別簡易型と簡易型のタイプ分けおよび評価項目、評価点につきまして、4ページの令和3年度技術評価点の配点表をもとに説明いたします。4ページをご覧ください。配点表上段の評価項目欄の右側に、特別簡易型と簡易型がそれぞれ縦軸に表作成してありますが、それらタイプ分けについては評価項目欄下段の、簡易な施工計画を入札者から求めるか求めないかで分かれております。簡易な施行計画を求める場合は、その施行計画の提案内容が、発注しようとする工事に対して有効な手立てなのかどうかを実績と併せて判断しております。また、両タイプとも工事金額に応じてⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類し、参加できる企業のランクに応じて設定しております。

次に横軸の技術評価点ですが、上から中項目として、簡易な施工計画、工事の施工能力、地域・社会貢献度、客観的な優良性の4つの項目に分けており、各項目の横軸の数字が上限値になります。それでは、順にご説明いたします。

簡易な施工計画については、簡易型のみが対象になります。次に、工事の施工能力については、企業および配置技術者の工事成績や工事实績を評価する項目となります。次に、地域・社会貢献度については、災害時の活動協力や除雪協力、ボランティア活動など地域への貢献度を

評価する項目になります。最後に、客観的な優良性については、ISOや優良工事表彰などを評価する項目になります。

以上の各評価項目の評価点を合計したものが、その下の技術評価点になります。技術評価点につきましては、特別簡易型が20点満点、簡易型を30点満点とし、タイプに応じて技術力の重みを変えて評価しております。さらに、その下の価格評価点を加えて100点満点とし、入札参加者の評価を行っています。

総合評価の採用にあたりましては、工事の難易度や予定価格5,000万円以上、60パーセント程度の件数などの総合評価にするか、また、どのタイプにするのかなどは、工事内容や現場等の特性を踏まえ、工事発注課で選定することとしております。なお、特殊な工事、著しく実績の少ない工事などにつきましては、総合評価の対象から除外することとしております。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問ございますか。

(大野委員)

総合評価方式の3ページについて、質問をしたいと思います。2点ありまして、まず1点目は、特別簡易型として、「技術的な工夫の余地の小さい工事で施工の確実性を担保するための施工実績等のみを評価」、簡易型としましては、「技術的工夫の余地の少ない工事で施工の確実性を担保するため施工実績等に加え簡易な施工計画の提案を求める」と書いてあるのですが、素人ではこの二つがどう違うのかよく分からないので、もう少し詳しく分かりやすく教えていただきたいのが一つと、本市では特別簡易型、簡易型のみとなっており、標準は必要なものだと思うのですが、なぜ標準型というものが存在しないのか。うがった見方をすれば、標準を避けて簡易型にしているのではないかという見方もあるのですが、その2点をご説明いただきたいと思います。

(事務局)

特別簡易型と簡易型の違いですが、技術的な工夫余地の小さい工事というところは、互いに変わらないものです。さらに、簡易型におきましては、施工の確実性を担保するためにということで、簡易な施工計画というものを入札者から出していただいて、発注者が示す仕様に基づき現場の特性を理解して確実に施工を行う、それを簡易な施工計画で行うこととしているものです。そういったものを確実に担保するというで簡易型を実施しているものです。

(大野委員)

簡易な施工計画のあるなしですが、こういったときにあるかないかというのは。

(事務局)

工事内容や現場の特性を踏まえて、判断をさせていただいております。

(大野委員)

標準型はよくないのでしょうか。

(事務局)

本市の標準型、高度技術提案型は、現在採用しておりません。標準型は企業の実績を確認するほかに、その課題に対して、われわれ発注者が示す標準的な指標より優れた施工能力にかかる技術提案を求めるものになっております。発注者が設計図等でこういうものをこういう方法で作ってくださいというものに対して、標準型に関しては、さらにそれより優れたものを技術提案として求めるものになっております。

国等で行われていますが、特に重要な幹線道路で、交通規制において、渋滞等の社会損失を絶対的に避けなければならないような現場などにおいて、交通規制期間の大幅な日数短縮を図るための、新たな施工方法等の技術提案を求めるようなものとなっています。

(大野委員)

了解いたしました。

(鈴木委員長)

ほかには、ございますか。今ほどの総合評価方式については具体的な一案を見ながら、また分からない点は質問をいただければと思います。

ほかになれば、続いて、苦情処理および指名停止について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

次に、苦情処理および指名停止について、報告をいたします。資料5ページになります。苦情処理につきましては、該当がございませんでした。

続きまして、6ページから7ページの指名停止についてです。昨年度下半期において、指名停止となった案件は5件で、該当業者は5社です。

1社目の措置対象事業者は、株式会社フィールドスケープです。本市の発注した秋葉公園管理業務委託の競争入札に関し、本市職員から最低制限価格の提供を受けたとして、令和2年10月7日、当該業者の代表取締役と役員が、公契約関係競争入札妨害の疑いで逮捕されました。指名停止措置要領第2条、要領別表第2第4号の「競売入札妨害又は談合」に該当し、「業務委託」ならびに「建設工事」の競争入札参加資格者名簿において、12か月の指名停止といたしました。

2社目の措置対象事業者は、創和ジャステック建設株式会社です。糸魚川市の発注工事において、安全管理措置の不適切により、令和元年12月19日、下請業者の作業員1名が負傷する工事関係事故が発生しました。指名停止等措置要領第2条、要領別表第1第8号の「安全管理

措置の不適切により生じた契約関係者事故」に該当し、2週間の指名停止といたしました。

3社目の措置対象事業者は、イワコンハウス新潟株式会社です。新潟市内が施工箇所の民間工事において、安全管理措置の不適切により、令和元年度12月5日、下請業者の作業員1名が負傷する工事関係事故が発生いたしました。先ほどと同様に、指名停止等措置要領第2条、要領別表第1第8号の「安全管理措置の不適切により生じた契約関係者事故」に該当し、2週間の指名停止といたしました。

4社目の措置対象事業者は、川田工業株式会社です。長野県発注工事において、平成31年2月23日に工事現場内で発生した仮設鉄塔の倒壊事故について、松本労働基準監督署長に遅滞なく報告しなければならないところ、令和元年9月11日に至るまで報告書を提出しませんでした。指名停止等措置要領第2条、要領別表第2第7号の「不正又は不誠実な行為」に該当し、1か月の指名停止といたしました。

5社目の措置対象事業者は、森松工業株式会社です。兵庫県赤穂市発注の工事を巡り、市職員に対し、便宜を受けた見返りに金銭を渡したとして、令和3年1月23日、当該業者の一般役員等が贈賄の疑いで逮捕されました。指名停止等措置要領第2条、要領別表第2第2号の「贈賄」に該当し、6か月の指名停止といたしました。

次の8ページに、措置要領の抜粋ですが、条項を参考までに掲載しております。

(鈴木委員長)

ただいまの報告について、ご質問はございますでしょうか。

(津野委員)

ここには載っていないですが、例えば工事車両が道路を通過するところに通学路があり、事故に遭った場合なども指名停止に該当するのでしょうか。

(事務局)

そういったケースですと、安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故ということで、一般契約等にあたり安全管理が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められる場合があります。状況等を総合的に判断したうえで、該当するようであれば措置は行っていくということになるかと思います。

(鈴木委員長)

同じ事故といっても、重大なものとか程度により該当する可能性があるということですね。

(事務局)

逮捕者が出たり起訴されたりですとか、そういった事実を確認できた段階で、私どもで指名停止の措置を行うかどうかの判断が出てくるような形になります。

(2) 当番委員より抽出工事事案の説明

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ほかにご質問はございますでしょうか。特になければ、次へ進みましょう。

続いて、(2) 当番委員による抽出工事案件および抽出理由の説明ということで、今回は事務局からの依頼により、私のほうで抽出しておりますので、私から事案および理由について説明いたします。

これが、9 ページ、10 ページになります。制限付一般競争入札から3件選びました。No.18の件は、入札参加数6者のうち5者が辞退して、実質1者入札となったということと、それから落札率が99.45パーセントと高いため抽出いたしました。続いて、No.113の件ですけれども、こちらも入札参加者が8者で、うち辞退が3、無効が2、超過が1、棄権が1ということで、これも実質1者入札になったということ、落札率が98.87パーセントと高いことから抽出いたしました。3番目のNo.132です。入札参加数が26者で、そのうち超過となったものが20者となっているということで、その理由を確認したいため抽出いたしました。

次が、指名競争入札から1件、No.129を選びました。これは、入札参加数12者のうち、辞退が2、超過9、実質1者入札となったため、抽出いたしました。

最後に、随意契約から1件。No.6で、土木一式工事ですが、これが随意契約となったということで、その理由及び落札率が100パーセントとなった理由を確認したいため、抽出いたしました。

抽出案件については、事務局から一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に説明していただきます。質疑につきましては、ある程度区切りながら行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。それでは、事務局から一般競争入札の総合評価方式の案件について、ご説明をお願いいたします。

(3) 抽出工事案件の審議

(事務局)

抽出事案①の説明を行います。契約課の駒見と申します。よろしくをお願いします。一般競争入札の1件について、説明させていただきます。

資料11ページをご覧ください。抽出事案説明書①木戸排水区木戸雨水幹線425管更生工事

について説明いたします。発注方式は制限付一般競争入札で、総合評価方式を適用し、工事担当課は西部地域下水道事務所となっております。予定価格は、9,452万円。落札金額は、9,400万円でした。いずれも税抜きの金額が記載されております。落札率99.45パーセントは、落札金額を予定価格で割り返したものとなっております。工事種別は、建設業法で工事の内容別に定める土木一式、建築一式などの29工種のうち、どれにあたるかを記載しており、当案件は土木一式となります。工事概要については、下水道の管更生工事です。次ページに工事概要の資料があります。管更生工事は、下水道管の耐荷能力、耐久性および流下能力を保持するために、老朽化した既設管内面に新たな管を構築するものとなります。

前のページに戻りまして、下から6段目の競争参加資格の設定内容についてですが、個別の参加資格要件と、全工事に共通する一般的事項を定めた一般競争入札共通公告の入札参加要件を適用しています。

資格を設定した経緯・理由ですが、本工事の個別の資格要件は、副市長を委員長とする入札参加資格要件等審査委員会に諮り、定めております。次の欄の資格参加申請書の提出者数、辞退者数等、入札参加者数ですが、資格参加申請書の提出者数は、電子入札における電子申請の申込を行ったものの数で6者、辞退者数等は、申し込み後に辞退等の手続きを行ったものの総数で5者、入札参加者数は、その辞退者数等を除いた参加者数で1者となっております。

落札候補者の資格認定についてですが、新潟市では一般競争入札におけるすべての案件で、落札候補者に対し、入札後の資格の審査をしております。一番下の入札状況等の契約までの経過については、記載のとおりとなっております。

続いて、13ページの入札公告をご覧ください。本工事の入札公告内容となります。上から、案件番号、工事番号、工事名、工事場所、履行期限、発注部署、工事担当課、公表日、入札方法、工種等が記載されております。中段の予定価格は事後公表としまして、落札候補者決定後に公開しております。最低制限価格は、総合評価方式のため設けておりません。

続いて、申請申込締切日時から、入札予定日時は、電子入札の手続きが可能な期間や開札時間等が記載されております。前払金は、契約締結後、請求があったのちに契約額の4割以内を前払いするもので、本工事は「する」としてあります。部分払いは、工期が2か年以上続く場合、年度ごとの出来高に応じて支払うものですので、本工事では「しない」としてあります。

入札保証金は、新潟市競争入札参加資格者名簿に登録されている業者であるため免除、請負業者賠償責任保険は要加入としてあります。

下から8段目の単体または特定共同企業体の欄以下が、本工事の入札参加資格を記載した部分となります。まず、単体または特定共同企業体についてですが、一定金額以上の工事では特定共同企業体の結成を資格要件としてありますが、本工事では単体として設定しております。

格付または評点ですが、本市の競争入札に参加するためには、2年に一度、入札参加資格申請を行う必要があります、この申請に基づき、市で資格の認定と格付を行っております。本工事では、発注工種である土木一式に登録している業者を対象としております。

営業拠点については、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められており、本工事では、市内に本社・本店または支店、営業所を有する業者としております。

実績要件は、審査委員会に諮って定めた要件として、平成17年4月1日以降に竣工した請負金額1千万円以上の下水道管更生工事で、公共工事またはコリンズ登録の公共発注機関等の工事の元請実績があるものとしており、技術者については、日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた本管更生工法のうち、各工法協会が主催する技術講習を修了した、自社または下請業者の専門技術者を専任で配置することとしております。

工事概要は、先ほど説明したとおりとなります。

最後の備考欄は、2点記載があります。1点目は、本工事は開札後、予定価格を公表したあとに、積算上の疑義を受け付ける対象の工事であること、2点目は予算の繰越承認が得られた場合には、履行期限を令和3年5月31日に変更することを示しております。

14 ページの入札結果をご覧ください。先ほども説明しましたが、事後公表とした予定価格は9,452万円、最低制限価格は総合評価方式のため設定をしておりませんが、最低制限価格の代わりとして設定した調査基準価格は8,420万円です。資格参加申請書の提出者は6者、辞退者が5者、有効札が1者で、技術点を含めた総合評価の結果、株式会社小川組が落札いたしました。落札金額は、9,400万円です。

なお、辞退者5者のうち、半数の業者がほかに工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったという理由で辞退しております。管更生工事は、本市に限らず既に多く発注されておりまして、入札参加業者が少なく、参加業者は高めの金額で札を入れてくる傾向があります。そのため、落札率も高くなったと思われまます。

次に、総合評価の内容につきましては、技術管理課から説明させていただきます。

(事務局)

技術管理課です。それでは、抽出工事事案①の総合評価について説明いたします。本案件は、総合評価方式の簡易な施工計画を求めない特別簡易型を採用しております。

15 ページをご覧ください。はじめに上の表、総合評価方式による評価結果です。当該案件の入札参加者は、入札参加者名欄にある6者ですが、応札者は株式会社小川組だけであり、他の5者は辞退しております。そのため、辞退した5者につきましては、総合評価の評価対象から外れております。落札者である株式会社小川組の、価格評価点Aと技術評価点Bを合計した総合評価点AプラスBは99.15点でありました。

次に下の表、工事成績平均点表についてです。工事成績平均点については、各企業の過去5年における新潟市発注工事の成績点の平均点を算出して、成績評価点に換算したものです。なお、工事成績点、成績平均点が82点以上の場合、最高で6点の評価となります。

次に、16ページをお開きください。総合評価方式に関する評価調書についてです。はじめに、上の表には工事番号、工事名、工事場所、工事概要、予定価格、調査基準価格などを記載しております。そして、中段の表には、総合評価の配点および評価項目を記載しており、そのうち技術評価点は点数が記載されている項目につきまして、今回の評価対象としております。

それでは、左から順に、上から2番目の標題ですが、工事の施工能力、企業や配置予定技術者の能力を評価したものです。その右の地域貢献度は、災害時活動協力や高齢者雇用などを評価したものです。また、その右の客観的な優良性は、品質マネジメントに関する国際基準であるISO認証の有無などを評価したものになっております。

技術評価点は、これらの評価項目の評価点の合計で20点満点になります。さらに、その点数に価格評価点として80点満点を加えた合計100点を満点として、入札参加者を評価しております。なお、入札を辞退した場合は評価対象から外れるため、技術評価点の評価点欄は空欄となっております。結果として、表の一番右の技術評価点、合計点の欄に記載しておりますが、落札者である株式会社小川組の技術評価点は、20点満点中19.15点となっております。

最後に、一番下の表をご覧ください。こちらが、総合評価結果となります。この表には、入札価格、予定価格以下で、調査基準価格以上の価格および入札価格に基づく価格評価点Aと先ほどの技術評価点をBとして、AプラスBを合計した総合評価点が記載されております。

今回の価格評価点では、唯一応札した株式会社小川組の入札価格が、配点基準価格の9,400万円と同額のため80点満点になり、この結果、総合評価点の点数欄に記載のとおり、株式会社小川組の点数は100点満点中99.15点となりました。

複数の応札者がありますと、この総合評価点の最高点の企業が落札候補となりますが、本案件は、応札者が1者だけでしたので、株式会社小川組が落札候補者となっております。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。ただいまの件について、ご質問はございますでしょうか。

(富山委員)

2点質問させてください。まず、16ページ目の技術評価点の災害時活動協力と除雪委託契約ですけれども、1.0のうち0.8になっているのと、除雪委託契約が2.0のうち1.6とはどういう点が足りなかったのかが1番目の質問です。

2番目が、ほかに工事を受注したため、ほかの5者が辞退をしたということですがけれども、結局ほかのものと照らし合わせると、それぞれここで辞退をした企業も含めてばらせるよう

に、結果的に入札できるような形になっているのでしょうか。

(事務局)

それでは、1点目からまず説明させていただきます。災害時活動協力から、まず説明させていただきます。災害時活動協力、満点が1点、今回が0.8点ということですが、工事施工場所と同一区内での災害時での応援協定の締結実績がありますと1点になります。上記以外、工事施工場所以外での災害時応援協定の締結実績ですと0.8点となります。その差がございます。

続きまして、除雪委託契約ですが満点が2点。こちらですが、工事施工場所と同一区内において、新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績ありのものが、まず満点の2点となります。今回の1.6点ですが、新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績ありということで、貸与というのが1.6点となります。その違いがあります。ばらせるようにというのはほかにも、今後取る可能性があるかということでしょうか。

(富山委員)

結果的に全体を見ると、今回辞退をした加賀田組やレックスやノガミは、それぞれ全体で見ると、それぞれの企業に仕事がいくようになってきているのかということですか。

(事務局)

今回の管更生工事について、1者応札で5者辞退という形になっているのですが、こういった工事が複数本、新潟市内でもけっこう出ております。昨年度くらいから、長岡市もこういった工事が新たに出てきているようです。

特殊な工法、単純に下水道管を付設するというものでなく、今ある管の中、内側に膜を張るではないですけども、少し特殊な工法で、機械などもそういったものがあるということで、なかなか複数の現場を同時に始められると手が回らない状態のようです。そういったことから、今回これは1者応札でしたが、この時期に2、3件応札者なしの不調となった案件も実際にありました。こういったことを踏まえて、発注元である下水道部と調整して何とかできないものかと相談させていただいた経緯があります。ですので、もう少しロットを大きくするとか、いろいろな方法でこういった事態にならないような形をとれないかと。今年度も若干、不調案件が出てきており、そういった傾向もあります。施工できる業者も限られてきているので、そこがやはり一斉に何度も始められると手が回らないという現状があるようで。そういったことを勘案しながら、発注元の下水道部と話を詰めて、よりよい方向や発注方法を検討していきたいと考えています。

(鈴木委員長)

ほかにご質問ございますでしょうか。

(上村委員)

今のことに関連して、先ほど不調の話が出ましたが、不調案件が表などで分かるようになっていて資料として見やすいと思うのですけれども。

(事務局)

現状、資料には契約まで至ったものしか載せておりません。

(上村委員)

どの程度作業があるのか分かりませんが、もし可能であるならば、相関関係も少し見えるような形にしていただけるとありがたいです。

(事務局)

次回、ご用意できるよう検討したいと思います。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。その他、ご質問はございますでしょうか。1者応札になったという事情等をお聞きしましたので、やむを得ないかなと思いました。

特になければ、残りの一般競争入札2件についてのご説明をお願いいたします。

(事務局)

南区地域総務課課長の水野でございます。よろしく申し上げます。

抽出事案②建一第85号新飯田小学校外7校校内通信ネットワーク大規模改造電気設備工事につきまして、説明いたします。資料17ページをご覧ください。工事担当課は、公共建築第1課です。予定価格は、税抜き2,650万円で、落札額は2,620万円、落札率は98.87パーセントでした。工事種別は電気です。

資料18ページをご覧ください。本工事は、国の提唱するGIGAスクール構想に基づく高速大容量の無線LAN環境の整備などを行う電気設備工事です。

資料20ページをご覧ください。入札につきましては、一般競争入札を行いました。入札数8者のうち辞退が3者、無効が2者、超過1者、棄権1者、有効入札が1者で、有効入札者を落札者として決定いたしました。抽出理由にあります落札率が98.87パーセントと高くなったことにつきましては、市内で同様の工事入札が数多く実施されており、それぞれ事後に予定価格が公表されていることから、入札業者がこれからの入札結果を分析したうえで積算を行い入札に参加した結果、高い落札率になったものではないかと考えております。

(事務局)

続きまして、抽出事案③につきまして、秋葉区地域総務課古俣より説明いたします。

資料21ページをご覧ください。発注方式は一般競争入札、工事担当課は公共建築第2課、工事名は、新津西部学校給食センターボイラー改修工事です。予定価格は、税抜きで2,682万円、落札金額の税抜きで2,600万円となっており、落札率は96.94パーセントであります。工

事種別は管でございます。

22 ページの資料をご覧ください。改修により新設、更新する機器は、中段の写真にございます蒸気ボイラーと軟水装置であります。下の写真は、再利用する機器として蒸気ドレン回収槽、蒸気ヘッダーを写真として載せました。これらは再利用するものです。

23 ページをご覧ください。一般競争入札公告で、要項に基づきまして、入札参加資格要件などをお伝えしております。

24 ページをご覧ください。入札結果ですが、本案件の一般競争入札では、26 者の入札参加がございましたが、4 者が辞退し、22 者が応札いたしました。開札の結果、20 者が予定価格を超過いたしました。予定価格以下の2 者のうち、最低価格のものが最低制限価格以上であったため、必要書類を審査し、実績要件等を確認のうえ、契約を締結したところです。

20 者が予定価格を超過したことについて、各社の内訳表を確認したところ、直接工事費の蒸気ボイラーとその関連機器の積算において、市の積算との間に開きがあることが分かりました。差が生じた要因につきまして、工事設計書では、参考機器メーカー3社を挙げて、それぞれの機器一覧表を掲載しておりました。応札各社では、入札額の積算にあたって、この給食センターでこれまで使用してきたメーカーにかかる一覧を採用して積算していたことが、今回予定価格超過が多く発生した原因ではないかと推測しています。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。入札に参加した業者が参考にした機器のメーカーのものが高い金額なので、今回市で考えていたものとだいぶ金額が全体的に高くなってしまったということでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(鈴木委員長)

メーカーによって、だいぶ金額に違いがあるということなのではないでしょうか。見る限り全部超過になってしまっているものですから、全部が全部そういうふう to 考えるというのもどうかと思います。

(事務局)

24 ページから 25 ページに入札の結果として、それぞれ各社が入れた札の金額がございます。落札者が2,600万円、超過で一番多かったものが3,380万円という差はございますが、これは直接工事費の差と大体同じです。直接工事費に含まれる機械の金額の差が、ほぼ入札の金額の差となって表れているとみて差し支えないと思います。それだけ、機械などの費用に開きがあるのかなと。

(鈴木委員長)

このメーカーのものを使わなくてはならないと、指定していないわけですよね。

(事務局)

3社を参考メーカーとして、それぞれのメーカーの機器の一覧を掲載して、設計図書としてご覧いただいている。それを踏まえて、各社が積算のうえ札入れをしたというものです。

(鈴木委員長)

各社高値といいますか、一番高いところで落とせればということで、みんな高めに出してきたということでしょうか。

(事務局)

推察するに、今までこのセンターで使ってきた機械のメーカーがあって、そのメーカーの機械を選ぶと入替え工事が容易に行えることや、既設の機械との相性などそういったことを考えたのではないかと。ただ、実際工事の設計担当課では、これらの3社でもいけるということを確認したうえで設計図書を明示していますので、それを各業者がどう評価したかというあたりだと思います。

(鈴木委員長)

分かりました。ご質問、皆さんどうでしょうか。

(津野委員)

3社の機械メーカーの提示ということの、3社を候補として挙げるということは市の担当者の方が決めるのでしょうか。専門家の意見を踏まえて決められているのでしょうか。

(事務局)

工事担当課で、ボイラーの国内使用メーカー3社を挙げさせていただきます。

(津野委員)

だいたい開きが出てくるというのは、どういう原因があるのでしょうか。

(事務局)

そこまでは確認していません。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(富山委員)

今のボイラーのお話ですけれども、価格がやはり違うということは、品質に差があるのではないかと思いますのですが、そこら辺はどのように評価されたのか。また、メンテナンスや修理代というものも含めて考えると、もしかしたら一番安いものが修理代やメンテナンス代にトータルでかかると高くつくということもあるのではないかと思います。いわゆる、物を

買うことだけの入札だったのか、それとも、修理代やメンテナンス代を含めたものだったのかというところは、いかがでしょうか。

(事務局)

工事担当課で、機械や性能の差はないと判断して、その3社を参考メーカーとして掲げたものと思います。

その後のメンテナンスの費用も含めたのかどうかに関しては、今回の入札についてはあくまでもボイラー等の入替、更新に伴う改修工事として、ある意味改修工事ではありますが、インシヤルコストの部分のみを競争の条件として行った工事ですので、トータルで行う契約となりますと、また別の契約方法になろうかと思えます。

(富山委員)

今回はそれでよいかもかもしれませんが、新潟市にとってみると、インシヤルコストプラスランニングコスト、修理で、トータルでやはり安いほうがいいと思いますので、今後インシヤルコストだけではなくて、トータルで見たときに一番どこが新潟市にとって最適なのかという考え方はされないのでしょうか。

(事務局)

そこはご意見として頂戴したいと思います。

(鈴木委員長)

当然、全体を工事改修するとか、入れ替えるとかということになると、それ全体、それこそ今、指摘されるような、全体を考えてコストを考えるということになるのですけれども、今回は一部としてやっているということなのですね。ほかにどうでしょうか。ほかになければ、次にいきましょう。

続きまして、指名競争入札のもう1件について、説明をお願いします。

(事務局)

南区地域総務課です。抽出事案④下管第11号白根中央浄化センターNo.3散気装置整備工事について、ご説明いたします。資料26ページをご覧ください。工事担当課は、下水道管理センターです。予定価格は、税抜き389万円で、落札額は378万円、落札率は97.17パーセントでした。工事種別は、機械器具設置です。

資料27ページをご覧ください。本工事は、散気装置の分解、部品交換、清掃、点検、調整を行う工事です。

資料29ページをご覧ください。入札につきましては、指名競争入札を行いました。指名数12者のうち、辞退が2者、超過9者、有効入札が1者で、有効入札者を落札者として決定いたしました。抽出理由にあります、実質1者入札となってしまった原因ですが、本工事の機器、

散気装置は市の施設として、ここだけで使用されているもので、特に今回のような機器の整備工事は新潟市では事例がないものです。また、分解作業や部品交換などは、積算基準がないものなので、各業者間で差が出たものと考えられます。そのため、各社での積算も難しいものとなり、結果として有効入札となったものが1者となったものと推察しております。

なお、特に超過9者が、多く出たことに関しましては、この特定の機械の整備経験のない業者にとっては、概算で積算するしかないため、予想される費用が積み重なり、どうしても高くなってしまいます。また、自前で整備できない業者にとっては、メーカーへの持ち込みによる方法が行われることから、費用が多くかかり高い見積もりとなるなど、それが理由で超過した業者が多かったのではないかと考えております。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。今の点はいかがでしょうか。ご質問はございますでしょうか。榎並さん、いかがですか。今回市から、業者を12者指名したのです。その業者が入札に参加するかしないかということで、2者辞退して、ほかが入札に参加してきた。それで、最低制限価格以上で、一番安いところが結局1者しかなかったという結果になったわけです。

(榎並委員)

私は水道局の入札等評価委員会に参加させていただいたことがありますが、機械に関しては入れたところがメンテナンスをするというようなことにはなっていないのでしょうか。

(事務局)

案件によっていろいろあると思うのですが、設備を入札して備え付ける。先ほど、富山委員からもお話のあった、その後のメンテナンスの部分というものを踏み込んだ入札というやり方ももちろんあります。ただ、一般的に設備とメンテナンスは、必ずしも特定の業者ではないものが多くありますので、メンテナンスの部分をも別途入札という形で行うということでも、もちろん組み合わせるパターンもありますけれども、分離しても大丈夫なものもある、メンテナンスとは別に入札をかけて適切な価格を求めるといったやり方もあると思います。

(鈴木委員長)

今回の件は、ほかでは使われていない機器だと。

(事務局)

特定メーカーのものになりますので、新潟市内では4か所だけになっています。

(鈴木委員長)

先ほども話に出ましたが、メンテナンスも含めて最初から考えてもよかったのではということになりますが、当初この機器を入れた当時は、まさかここ1か所になるとは思わなかったということなのではないでしょうか。それとも、メンテナンスはそんな難しくないから、別に一緒

にしなくてもいいという感じなのか。

(事務局)

I T関係ですと、特定のメーカーがソフトのプログラムをセットでやるので、その後のメンテナンスというのは非常に多く発生すると思いますが、工事関係ですと、特定の場所のパーツというよりも、その後のメンテナンス、設備全体を管理していく形になりますので、大体その機械の設備とその後全体のメンテナンスは全く別契約というのは多いです。

(鈴木委員長)

ちなみに、この整備工事というのは、導入してから初めてだったのですか。

(事務局)

はい。機械が17年経過しているのですけれども、点検業者から、部品の劣化の指摘を受けて、それで初めての工事となりました。

(上村委員)

指名競争入札になった理由と、予定価格をどのように決められたのかについて、教えていただけますでしょうか。

(事務局)

指名の基準については1,000万円未満の工事ということで、市の基準に基づき指名競争入札としております。積算に関しては、参考見積もりを数社から取っており、参考見積もりによって算出したもの、撤去設置費用については基準に基づいて算出をしたものとなります。

(上村委員)

参考見積もりは、この機械のメンテナンスにかかわる参考見積もりということですか。

(事務局)

特定のメーカーの機械ですので、そのメーカーと、そのほかの一般的なところからもとめています。

(上村委員)

その機械のメンテナンスにかかる予算の見積もりを取ったうえでも、やはりこれくらい高くなってしまうこともあるのですか。先ほど、自分のところで分解、清掃などできない場合には、メーカーに出してするようなこともあるので、どうしても価格は高くなるという説明があったと思いますが、メーカーでのメンテナンスの費用がこの予定価格に近いものであるならば、説明にあった超過の理由の可能性もあるのかなと感じました。

(事務局)

自社でできる場所に関しては、その費用を安く抑えられるということで想定しており、それ以外のところはメーカー持ち込みで、メーカーで修理をお願いするという形になりますの

で、多分その取り付け費用というのはそんなに変わらないと思いますが、自社でできるかどうかの差が大きく出たと考えております。

(上村委員)

指名競争入札についてですが、1,000万円未満であればすべてが指名になるわけではないですよ。どうしてこれを指名にしたのかということをお聞きしたいです。

(事務局)

工事の内容等ではなく、予定価格が1,000万円未満のものについては、指名競争入札にさせていただきます。1,000万円を超えるものについては、一般競争入札というふうに分けさせてもらっています。今回は特殊な案件ではありますが、1者だけではなくて、ほかの業者もそれができないかということで指名競争入札とし、本当に特殊なものについては、それこそ一者随意契約も考えられるのではないかと。そこは、総合的に判断して、本当に1者しかできないものであれば、当初から競争入札にせず随意契約という方法もあるでしょうし、今回の場合は、ある程度複数の業者が対応できるという見込みで、指名競争入札にさせていただきました。

(上村委員)

分かりました。ありがとうございました。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。いいでしょうか。

続いて、随意契約の1件について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

江南区地域総務課課長補佐の関本と申します。抽出案件⑤下管第71号江南区横越上町1丁目地内人孔改修工事について、説明いたします。資料30ページをご覧ください。発注方式は随意契約、工事担当課は下水道管理センター、工事種別は土木一式、予定価格は税抜きで610万円、落札金額も同額、落札率は100パーセントでした。なお、工事名や工事概要にあります、人孔とはマンホールのことをいいます。

工事概要につきましては、31ページをご覧ください。本工事は、江南区横越上町1丁目地内において、マンホールから水が噴き出すという異常が発生したため、緊急点検を行った結果、マンホールの内部の腐食による破損が激しく倒壊する恐れがあることから、早急にマンホール取替工事を実施したものでございます。

選定した相手方は、資料のとおりで、株式会社テックアサヒであります。この業者を選定した経緯と理由につきましては、先ほど申し上げたような異常事態であり、このままでは、市民の生活に支障をきたすことから、地方自治法施行令第167条の2、これは随意契約によること

ができる場合を規定したものですけれども、第1項第5号緊急の必要により、競争入札に付することができないときに該当するものとして、一般社団法人新潟市下水道管路管理業協会と提携している、災害時の応援業務に関する協定に基づき、同一区内にあり、現場に近い協会員である株式会社テックアサヒと随意契約を締結したものです。

なお、その協定の第2条では、甲新潟市は新潟市内において、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは乙、これは下水道管路管理業協会ですが、乙に対して応援を要請するものができるものとするとしております。

入札契約結果詳細については、32ページ、33ページに記載のとおりです。落札率が100パーセントと高くなったことにつきましては、先ほど申し上げた随意契約理由により相手方を選定し、株式会社テックアサヒから参考見積もりを徴取し、予定価格を設定しております。随意契約のため、見積書の提出はテックアサヒ1者だけですので、落札金額は予定価格と同額となり、落札率は100パーセントとなっております。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。緊急の事態であるため早めに手当しなければならないという理由は分かりました。同様の下水関係では、こういったケースときどきは発生するのではないかと思います。そういった場合も現場に近い協会の業者に頼んで工事してもらうということは多いのでしょうか。

(事務局)

こういったマンホールの老朽化などによる緊急工事は珍しくはないようではございますけれども、600万円以上かかるというのは、いわゆる大規模工事に近い規模の工事は大変珍しいようで、台風など水害等の復旧工事でない限りは、これほどのものはほとんどないとのことなんです。

(鈴木委員長)

今回は金額が大きい工事だったわけですが、金額の少ない工事などは現実どうしているのでしょうか。入札ではなく簡易な方法はあるのですか。

(事務局)

250万円以上のものは入札ということになっておりますが、それ未満の金額のものについては見積もり合わせ、これは随意契約ですけれども、何社かによる見積もり合わせで契約できることになっております。ただ、当面緊急の事態ですので、詳細までは把握しておりませんが、そこも250万円未満の金額でも一者随意契約をお願いしているものではないかと、250万円以上の案件について、抽出して、本委員会でご覧いただきお話しいただいておりますが、そこに挙がっていない金額の案件も多いのかと思われまます。

(鈴木委員長)

ちなみに、そういったものも含め、全体的に把握する部署があるのでしょうか。

(事務局)

全体的な把握はできません。下水道部では、ある程度分かるかと思うのですが、私どもでは全体的に掴んでいる資料はありません。

(鈴木委員長)

分かりました。やはり、ある程度の金額、250万円以上の金額でないと把握できないということですね。どうでしょうか、皆さんご質問はありますか。

(大野委員)

基本的な質問ですけれども、見積もり合わせという、複数の会社が見積もりを持ってきて、そこで安いものを選んでということですが、本件の場合、何社くらいの見積もりになっているのでしょうか。

(事務局)

今回は見積もりをテックアサヒから出していただいて、その金額で工事を発注したという形です。

(大野委員)

こういった場合でも、見積もりはそんなに時間がかからない作業だと思うので、2者以上から見積もりをもらうのがよいかと、私個人的には考えますが、その辺はいかがでしょうか。

(事務局)

今回の案件については、緊急であるため、とにかくすぐに応急手当をしなければいけないということから、複数社からの見積もりを徴取する時間がなかったため、協定に基づき現場に近い協会員から見積もりをとり一者随意契約としました。

(富山委員)

今のことに関連して、610万円の見積もりが適切だったかどうかという検証はどのようにされたのでしょうか。

(事務局)

工事するにあたっては積算の基準となる単価等もありますので、おそらく、そこを照らし合わせてうえて、見積もり金額の妥当性を判断されているものと考えられます。

(大野委員)

見積書を査定して、もう少し下げられるのではないかと、いった交渉はあるのでしょうか。

(事務局)

基本的に、一般的な工事を行う場合、単価や基準などは決まっているので、それに基づいて

工事の積算、設計金額を決定するものですから、そこの解離がなければ、おそらくそのまま採用されているのではないかと考えております。

(鈴木委員長)

ほかにどうでしょうか。随意契約ですから、価格を決めるにあたっては、積算して出している数字が別にあるので、間違いがないと思いますが、先ほど指摘があったように、事後に確認するようなことがあってもいいのかなと思いました。

(事務局)

経過として、設計金額については、参考見積もりをいただいた上でチェックしたのか、ある程度、工事の内容を業者から出していただいて、それに積算した上で決定したのか把握できていないものですから、正確なお答えができないかと思えます。検証してみないと何とも言えないところではあります。

(鈴木委員長)

ほかにございますでしょうか。これまでの、案件、あるいは入札契約制度について、全般に関することでもけっこうですが、ご意見等ございましたら、どうぞ。特にありませんか。

そうしましたら、本日の抽出案件の検討については、特に問題はなかったと認められます。

(3) 抽出工事の審議は以上です。「3. その他」について、事務局からお願いいたします。

3. その他

(事務局)

連絡事項2点でございます。まず、1番目として、今年度第2回の開催につきましては、次回の定例会議、今年11月下旬頃を予定しております。また時期がきましたら、事務局から日程調整等のご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

2点目は、次回の当番委員についてです。審議対象工事の抽出をしていただく、次回以降の当番委員ですが、今回は鈴木委員長にお願いしましたので、次回からは委員名簿の順のとおり、上村委員、大野委員、津野委員といった順でお願いできればと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いたします。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。